

# 公 表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求について、同条第 4 項の規定により監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 29 日

岩倉市監査委員 内 藤 充  
岩倉市監査委員 堀 巖

## 岩倉市職員措置請求の監査結果

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、岩倉市幼児 2 人同乗用自転車購入費補助金交付事業に係る岩倉市職員措置請求書が提出された。

### 第 1 監査の請求

#### 1 請求人

氏名 ○ ○ ○ ○

住所 ○ ○ ○ ○ ○

#### 2 請求書の提出日

平成 30 年 2 月 9 日

#### 3 請求の要旨（原文のまま記載）

平成 29 年 12 月 6 日市長が調印し完結した、回議用紙（以下、資料No.1）によれば、文中「ただし、要綱第 3 条に規定する補助対象とする自転車の要件については、公益財団法人日本交通管理技術協会の発行する自転車安全点検整備済証（T S マーク）の添付について明示しており、要件を満たしている 6 件を除き T S マークが貼付されていなかったことが確認された 2 件については、補助対象としての要件を欠くことを知りながら販売した事実が認められる。このため、この 2 件について、要綱第 8 条の規定の趣旨を準用し、当該事業者に対して返還を求めるものとする。」とあり、要件を満たしているとされる 6 件も文中の要件を満たしていないものである。

当該事業者は平成 25 年 5 月 11 日まで公益財団法人日本交通管理技術協会に属し平成 25 年 12 月 11 日付にて公益財団法人日本交通管理技術協会に再登録されており、この間 T S マークシールや整備士伝票は発行されて無く T S マークの貼付等は不可能である、即ち 8 台分は要綱の要件を満たしていない。市長はこの事実を知りながら 2 台分金 70,000 円しか返還を求めないとしたものであり、不当に 6 台分の賦課、徴収を怠っている。

岩倉市幼児 2 人同乗用自転車購入費補助金交付要綱によると、当該事業者に返還を求めるのは全 8 台分であり金額にして金 269,500 円であるが 2 台分の金 70,000 円では差額金 199,500 円の損害が岩倉市に生じているので、市長は当該事業者に対し金 199,500 円の返還を求めるべきである。

また、平成 29 年度における、この当該事業に係る、行政監査結果に関しても岩倉市の不明瞭な部分が多々あり、(資料No.1)「事業者に対し明確な指導を欠いている」と岩倉市に落ち度があり返還を求めないとしているが、支出時の公用文書を毀棄し事実を隠蔽した資料で、監査委員を愚弄した説明を岩倉市がされていることも、此処に申し添えます。

## 4 事実証明書

### (1) 証-1

平成 29 年 11 月 27 日付け起案、平成 29 年 12 月 6 日付け完結の決裁文書「岩倉市幼児 2 人同乗用自転車購入費補助金の返還について（伺い）」の写し（上記「3 請求の要旨（原文のまま記載）」文中「資料No.1」と表記されているもの）

### (2) 証-2：平成 25 年 6 月 5 日付け「幼児 2 人同乗用自転車販売店登録申請書」の写し

### (3) 証-3：平成 25 年 12 月 11 日付け（公財）日本交通管理技術協会発行「自転車安全整備店登録について」の写し

### (4) 証-4：平成 25 年 10 月 1 日付け（公財）日本交通管理技術協会発行「自転車安全整備士之証」の写し

### (5) 証-5：平成 25 年（錯誤により「26 年」と表記）6 月 10 日付け債権者登録申請書（変更）の写し

### (6) 証-6：平成 25 年 6 月 25 日付け債権者登録申請書（変更）の写し

※ 証-3～証-6 については平成 30 年 2 月 20 日開催の陳述会において提出された。

※ 本報告書への事実証明書の添付は省略する。

## 第 2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、これを平成 30 年 2 月 14 日付けで受理した。

## 第 3 監査の実施

### 1 請求人の陳述

平成 30 年 2 月 20 日に、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人から請求の要旨を補足するために陳述を聴取した。

陳述において、次のような趣旨の意見が述べられ、事実証明書の追加提出があった。

なお、以下の報告において「自転車安全点検整備済証（TS マーク）」の添付又は貼付については、補助金交付要綱第 3 条第 3 号からの引用の場合は「添付」、その他の場合はマークのシールを指すものとして「貼付」と表記する。

#### (1) 意見の趣旨

(ア) 市の指定店の登録要件を満たしていない事業者に対する補助金返還請求をするに当たり、その根拠とする要綱の条文に従えば、対象となるのは 2 台分ではなく 8 台分である。

(イ) 当該事業者が販売した自転車のT Sマーク付帯保険加入書の写真の写しには他店の自転車整備士の名前が記載してあるがこれは名前貸しによるものである。

(ウ) 名前貸しによりT Sマークの貼付をしている自転車は適正な点検をしたとは言えず、安全性が保証されていない。

(エ) 事実証明書「証-2」は受付をしている平成25年6月5日には「自転車安全整備士番号」が入れられず、事業者が自転車整備士資格を取得した平成25年10月1日(「証-4」)以降に受付日に遡って記載されている。それは文書の偽造である。

さらに、今回の住民監査請求をするに当たり再度この文書を当局に要求したが存在しないとの回答であった。

## (2) 追加で提出された事実証明書

上記「第1 監査の請求(4 事実証明書)」の「証-3」～「証-6」

## 2 請求の趣旨

住民監査請求書に記載されている事項及び請求人の陳述の内容を勘案した結果、請求の趣旨を次のように解した。

### (請求の趣旨)

平成29年9月20日から平成29年10月20日まで実施した岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付事業の行政監査の結果、指定店としての要件を欠いているため補助金交付要件を満たしていないと指摘された事業者(以下「当該事業者」という。)の販売により交付された8件の補助金のうち、販売した自転車にT Sマークが貼付されていなかったことが確認された2件について、平成29年12月6日に完結した決裁により、市長は当該事業者に補助金の返還を求めた。しかし、担当課が要件を満たしていると決裁文書に記載した他の6件についても販売時に当該事業者の指定店登録がされていなかったため補助金の交付要件を満たしていないものである。

市長がこの事実を知らながら2件分70,000円しか返還を求めないとしたことは不当に他の6件分の賦課、徴収を怠っていることになる。補助金交付要綱に基づき当該事業者に返還を求めるのは全8件分であり、金額にして269,500円であるのでその差額199,500円の損害が岩倉市に生じている。したがって、市長は当該事業者に対し199,500円の返還を求めるべきである。

また、補助金の一部の返還を求めない理由として、当該事業者に対し適切な指導をしなかった市にも責任があるとしているが、さらに、市はこの事案についての行政監査において一部の公文書と事実を隠ぺいして臨んだということも申し添える。

## 3 監査の対象事項

本件監査請求は、次の点を着眼点として監査を実施した。

- (1) 行政監査の結果、指定店としての要件を欠いた事業者に対する支出であると指摘された8件のうち2件分しか補助金返還請求をしなかったことは、市長が不当に公金の賦課、徴収を怠った行為と言えるか。また、それにより岩倉市に損害が発生しているか。
- (2) 担当部局が損壊又は廃棄し事実を隠ぺいしたとされる資料が、行政監査の結果報告に影響を与え、その結果、岩倉市に損害が発生したか。

#### 4 監査の対象部局

教育こども未来部 子育て支援課

#### 5 対象部局の説明等

平成30年2月27日に監査の対象部局の職員から説明を聴取した。その概要は以下のとおりである。

なお、一部においては、平成29年9月20日から平成29年10月20日まで実施した当事業に関する行政監査において聴取したものも含んでいる。

##### (1) 事業の概要と補助金の対象要件等について

当補助金交付事業は、子育て家庭の経済的負担の軽減と子ども及び保護者の安全確保を図ることを目的として、幼児（6歳未満）を有する子育て家庭の幼児2人同乗用自転車購入費の一部を補助するため「岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」という。）を定めて平成22年度から運用している。平成27年4月1日には愛知県道路交通法施行細則の改正により幼児2人同乗用自転車でも3人乗りが可能になり、平成28年4月1日に補助金交付要綱の補助金上限額が改正されている。

当事業における補助金の受給対象者は自転車の購入者であるが、その請求・受領については補助金交付申請書において「指定店」に委任されている。指定店となれるのは、公益財団法人日本交通管理技術協会が実施する自転車安全整備技能検定に合格した「自転車安全整備士」が勤務している、同法人に登録された市内に店舗を有する「自転車安全整備店」で、補助金交付要綱第9条第2項により、あらかじめ市長に申請して当事業の「指定店」として登録されなくてはならない。

なお、補助金交付要綱第3条第3号で、補助対象となる自転車の要件として「自転車安全点検整備済証（TSマーク）が添付されているもの」と規定されているが、TSマークは自転車安全整備店でなければ取り扱うことができない。

##### (2) 当該事業者への補助金の返還請求の経緯等について

行政監査報告書において、当該事業者が補助金交付要綱第9条の指定店としての要件を欠いていた時期に販売した自転車8台・8件の補助金について、交付した補助金

の全部若しくは一部の返還を検討する提案がされたが、それを受けて市長は該当する8件のうち2件の返還請求をした。この2件についてはT Sマークの貼付がなく、補助金交付要綱第3条第3号に規定する補助対象となる自転車の要件を満たさなため返還請求の対象としたものである。

事実証明書「証-1」の「3 検討結果」に「市の指定店としての資格喪失もしていない」と記載しているのは、当時の担当者の指定店登録要件に対する認識不足により、（公財）日本交通管理技術協会の自転車安全整備店の登録が平成25年5月12日に抹消された以降も平成25年12月まで市のホームページに当該事業者を補助金の対象となる指定店として掲載していたためである。

一方、販売店である当該事業者は自転車安全整備士が不在の販売店ではT Sマークを扱えないことを承知していたため、自転車安全整備士が不在の期間はT Sマークを他店の自転車安全整備士に発行してもらい自転車を販売していた。

8件のうち2件についてT Sマークを貼付していないということは、当該事業者への聞き取りにより判明した。その他の6件のうち4件は他店の自転車安全整備士によるもので、残りの2件は当該事業者が自転車安全整備士資格を取得した後に貼付したものである。資格取得後に貼付した2件のT Sマークのシールは、登録抹消前から持っていたものに取得した自転車安全整備士番号を書き入れたものかもしれないが、当時は現物の確認をしていなかったため詳細は不明である。ただ、自転車安全整備士の資格は取得しているが自転車販売時には指定店登録がまだなされていないので、補助金交付の要件は満たしていない。

他店の自転車安全整備士が整備をした4件については名義貸しでなく、実際に当該事業者の店舗に出張し整備をしてもらってT Sマークを発行したことを当該事業者を確認している。他店に依頼したということは自転車安全整備士資格がなくT Sマークの発行ができないことを当該事業者が認識していたということである。実際に整備した他店の自転車安全整備士に発行時の詳細な状況の確認まではしていない。

なお、当該事業者が販売した自転車のうち2台にT Sマークが貼付されていないことは、「証-1」に添付しているとおり他店の自転車安全整備士が発行したT Sマーク付帯保険加入書の写真のコピーが4件分しかないことと当該事業者の証言により、行政監査の時点では既に承知していた。2台の当該自転車のうち1台は海外で使用する予定であったため貼付せず、もう1台の貼付されなかった理由については不明である。

返還請求をしなかった6件について、関係職員が弁償すべきかということについては、市の顧問弁護士に相談している。職員に過失はあるが、国家賠償法に規定する「故意又は重大な過失」には当たらないだろうとの回答を得ている。当該事業者が担当部局に相談に来ていたことを考慮すれば職員の責任は販売店よりむしろ大きいため、8件分すべてを当該事業者に負担させるのは難しいとの見解などにより総合的に判断して、補助金交付要綱第3条第3号の要件を満たしていない2件についての返還を求めることとした。なお、不適切な事務処理に対する責任として、関係職員の懲戒処分は

したところである。

平成 25 年 6 月 5 日付けの事実証明書「証-2」については、提出の際には当該事業者が自転車安全整備士がいなかったため「自転車安全整備士番号」欄は空欄で提出され、資格取得後に番号の記載がされたものである。

現在の代表者が自転車安全整備士資格を取得し自転車安全整備店として（公財）日本交通管理技術協会に登録した後、平成 25 年 12 月 18 日付けで「幼児 2 人同乗用自転車販売店登録申請書」の提出により正式に市の指定店登録がされ、従前の登録申請書であった「証-2」は廃棄したため存在しない。

#### 第 4 事実関係の確認

##### 1 当該事業者の「指定店」登録の状況

年 月 日	(公財) 日本交通管理技術協会の登録状況等	市の「指定店」登録状況等
平成 22 年 4 月 1 日		事業開始時に指定店登録
平成 25 年 5 月 12 日	代表者の交代により自転車安全整備士が不在となり「自転車安全整備店」としての登録抹消	(指定店要件の消滅) ※市のホームページ上は削除せず登録店として掲載した状態が保持されていた。
平成 25 年 6 月 5 日		代表者の交代により「振込先」欄を変更するために登録申請書を提出 (証-2) ※「自転車安全整備士番号」欄の記載なし。(資格取得後に申請者ではない者により加筆された。) ※「振込先」欄に申請者と異なる印影による訂正あり。
平成 25 年 6 月 10 日		「債権者登録申請書(変更)」を提出(証-5) ※ 錯誤により「26年」と表記 ※ 金融機関情報の変更
平成 25 年 6 月 25 日		「債権者登録申請書(変更)」を提出(証-6) ※ 金融機関情報の変更

年 月 日	(公財) 日本交通管理技術協会の 登録状況等	市の「指定店」 登録状況等
平成 25 年 10 月 1 日	代表者が自転車安全整備士資格 を取得 (証-4)	
平成 25 年 12 月 11 日	自転車安全整備士資格を取得し た代表者が「自転車安全整備店」 として登録 (証-3)	
平成 25 年 12 月 18 日		「幼児 2 人同乗用自転車販売店 登録申請書」を提出し、指定店と して登録

## 2 当該事業者への補助金の交付状況

市の指定店としての要件を欠いている期間（平成 25 年 5 月 12 日～平成 25 年 12 月 17 日）の補助金の交付状況は以下のとおりである。

補助金請求日	補助券発行番号	補助金交付金額	販売日
平成 25 年 6 月 10 日	2	35,000 円	平成 25 年 5 月 12 日
平成 25 年 6 月 10 日	7	35,000 円	平成 25 年 5 月 23 日
平成 25 年 6 月 25 日	4	32,900 円	平成 25 年 6 月 13 日
平成 25 年 6 月 25 日	12	35,000 円	平成 25 年 6 月 24 日
平成 25 年 8 月 11 日	21	35,000 円	平成 25 年 8 月 4 日
平成 25 年 9 月 27 日	24	35,000 円	平成 25 年 8 月 15 日
平成 25 年 12 月 19 日	33	34,200 円	平成 25 年 10 月 27 日
平成 25 年 12 月 19 日	37	27,400 円	平成 25 年 11 月 3 日
合 計	8 件	269,500 円	

## 3 補助金の返還の状況

平成 29 年 11 月 27 日	「岩倉市幼児 2 人同乗用自転車購入費補助金の返還について（伺い）」 (事実証明書「証-1」) 起案	
平成 29 年 12 月 6 日	上記決裁完結	
平成 29 年 12 月 8 日	「岩倉市幼児 2 人同乗用自転車購入費補助金返還通知書」発送 返還請求金額：70,000 円 (@35,000 円×2 件) 返還期限：平成 29 年 12 月 28 日	
平成 29 年 12 月 8 日	「歳入調定票」起票	金額：70,000 円
平成 29 年 12 月 13 日	領収済通知書（領収日）	金額：70,000 円

## 第5 監査委員の判断

- 1 行政監査の結果、指定店としての要件を欠いた事業者に対する支出であると指摘された8件のうち2件分しか補助金返還請求をしなかったことは、市長が不当に公金の賦課、徴収を怠った行為と言えるか。また、それにより岩倉市に損害が発生しているか。

### 《判断》

平成29年9月20日から平成29年10月20日まで実施した行政監査で、当事業の対象となる指定店としての登録に問題がある事業者が見られた。

当該事業者は、代表者が交代したことにより自転車安全整備士が不在となり、平成25年5月12日に（公財）日本交通管理技術協会の自転車安全整備店としての登録が抹消されたため当事業の補助金交付要件である「指定店」でなくなったが、その後も、再度「指定店」登録をする平成25年12月18日まで8件の補助金を受給した。

これに対し監査委員は、行政監査報告書において、補助金交付要綱第9条の指定店としての要件を欠いた事業者に対する支出であるとして、交付した補助金の全部若しくは一部の返還などの対応について検討することを市長に求めた。

市長は、この監査報告に対して8件全てでなく、そのうちの2件について補助金の返還請求をする方針を決定し、平成29年12月8日付けで当該事業者に通知し、12月13日に領収している。

なお、この2件の返還請求については、平成29年11月27日付けで意思決定のための決裁が起案され、市長の決裁をもって12月6日に完結している。

それでは、補助金交付要綱第3条第3号に違反しているとして2件分のみ補助金返還請求をしたことが、請求人が主張するように、市長が不当に公金の賦課、徴収を怠った行為と言えるかを検討する。

補助金交付の法的性質は、「このような要件（負担）を守った場合にはこの金額を補助する」という「負担付贈与契約」であるとされている。それは市と補助金の対象者が対等な立場で締結した契約であり、要件を順守することを条件として補助金を受領することが成り立っている。

当補助金交付事業は、行政サービスの一環として公益上必要があるとの政策判断のもと市が実施してきたものである。それを適切に運用するために制定された補助金交付要綱の要件を満たしていない当該事業者に補助金を支出していたことは、私法上の契約違反となる。地方公共団体と私人との契約は、これまでの両者間の契約の効力が問題になった裁判例によると違法であるからといって直ちに無効になるというような考え方を採っていないが、これを無効としなければ法の趣旨を没却する結果となる特段の事情がある場合に無効になると解するのが相当である（最高裁判平成16年1月15日判決等）とされている。

これを本件についてみると、仮に当該補助金の交付が違法であっても当該補助金

の交付に関する私法上の契約は無効でないとする、補助金交付要綱の各要件に適合しない場合でも当該補助金を交付することになり、当事業の目的や趣旨を逸脱する。ひいては補助金の交付を「公益上必要がある場合」に限り行うことができるとした地方自治法第232条の2の規定の趣旨を没却する結果となるから、本件補助金の交付に関する私法上の契約は、これを無効とすべき特段の事情があるというべきである。このような理由により、また、当事業の補助金の対象者は、市の事務上の瑕疵により、当該事業者が要件を欠くことを知っていたとは認められない善意の市民であるため、補助金交付要綱の第8条の規定の趣旨を準用し、補助金の請求・受領について補助金交付申請書において委任されている当該事業者に対して、交付した補助金の全部若しくは一部の返還などの対応について検討することを先の行政監査で要望したものである。

さて、本件財務会計行為に関し、市長が補助金の返還請求の対象を2件とした根拠は、補助金交付要綱第3条第3号に規定する補助要件を欠く自転車を販売した事実によるものとされている。具体的には指定店としての要件がない期間に販売し、補助金請求をした8件に「自転車安全点検整備済証（TSマーク）が添付されているもの」でない自転車に係る補助金が2件含まれていたため、その2件分について補助金の返還を求めたということである。TSマークは、自転車安全整備店に勤務する自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼付することができるシールで、傷害保険と賠償責任保険が付帯されている。付帯保険の有効期限は1年である。

当事業の補助金交付要綱において、補助対象となる自転車の要件として、自転車安全基準に適合した自転車であることを証明するBAAマークの貼付と共にこのTSマークが添付されているものとされたのは、市が目的を持って実施する補助事業である以上、補助金の対象となるのは市民の安全、安心が保証された自転車でなければならないという趣旨からであると考えられる。

その趣旨に適合していない2件は当然補助金返還請求をすべきものであるという判断は理解できる。しかし、補助金交付要綱の交付要件を欠いていることを返還請求の根拠とするならば、指定店でない事業者が販売した8件全てが返還請求の対象となる。それは先に述べたように、8件が負担付贈与契約に違反したものであるという判断によるものであり、補助金交付要綱第3条第3号の要件を欠くことだけをもって2件のみを返還請求の対象とするのは合理的ではない。他の6件については補助要件を満たしていると認めたような判断である。

担当部局からは、市の対応にも問題があったため全件でなく一部を返還請求の対象とした旨の説明があった。相談に来ていた当該事業者への当時の対応が不適切であったことや、指定店の登録要件の理解不足により指定店の要件がなくなっただけでも補助金の交付を続けていたことに対する担当部局の責任は非常に大きい。そのことも考慮して行政監査結果の報告書においては、交付した補助金の全部若しくは一部の返還などの対応について検討するよう提案したが、それは指定店の資格喪失期

間中に補助金を交付・受領していたこと全体について、市と当該事業者の責任を明確にすることにより、それぞれの過失の程度や割合を勘案した返還請求となることを想定したものである。8件からさらに問題のある2件を取り出し、その分のみを不当利得分として当該事業者に返還させる意図ではないし、補助金交付要綱第3条第3号の補助要件を欠く自転車が含まれていたことは、行政監査後に新たに知り得た別の問題である。

以上により、補助金交付要綱全体から判断して、補助要件を欠いたことを原因とした返還の対象となる補助金は8件であるため、本件財務会計行為の根拠に対し、裁量権の不合理な行使があると言わざるを得ない。したがって、当該事業者に対し2件分のみ補助金返還請求をした本件財務会計行為は、「不当に徴収を怠る行為」に当たると判断する。

ただし、請求人は当該事業者への返還請求を求めているが、返還については、市も認めているとおり、担当部局の指導、対応が不適切だったことが補助金の不当な受給の大きな原因となっていることから、今回の返還請求の意思決定に関わった職員を含む本件関係職員により岩倉市に返還することも考慮されたい。

なお、本件は地方自治法第242条に基づく住民監査請求であるため、損害の補填を判断する場合、同法第243条の2に基づく職員の賠償責任や国家賠償法第1条に基づく損害賠償責任及び当該公務員に対する求償権と異なり、故意又は過失は問わない（地方財務実務提要第3巻P7773）。

- 2 担当部局が損壊又は廃棄し事実を隠ぺいしたとされる資料が、行政監査の結果報告に影響を与え、その結果、岩倉市に損害が発生したか。

《判断》

事実証明書「証-2」は、請求者が今回の住民監査請求に当たり再度担当部局に要求したところ存在しないと回答されたとされる文書である。当該事業者の「幼児2人同乗用自転車販売店登録申請書」は、当該事業者が平成25年12月18日に正式に指定店登録をした際に再度提出されていることを確認した。「自転車安全整備士番号」欄を遡って記載していた「証-2」の文書はその後破棄されているが、この文書が提出された平成25年6月5日に指定店資格がなかったとした行政監査結果に影響を与えるものではない。

ところで、行政監査の際に担当部局は、当該事業者が販売した自転車も他店の自転車安全整備士が整備してTSマークを発行しているため自転車自体の安全は担保されていると何度か発言されている。それにより行政監査においては、他店の自転車安全整備士による整備でも正規の自転車安全整備士によるものなので安全性が保証されていると判断した。

しかし、その後の措置状況として通知された文書「行政監査の結果に対して講じた措置について（通知）」（平成29年12月18日付け岩子発第1180号）により補助

金交付要綱第3条第3号に規定するTSマークが貼付されていない自転車が2台あったことが市長から報告され、行政監査報告で述べた「安全性の保証」がされていない自転車の存在が明らかになった。

今回の担当部局への聞き取りで、この2台のTSマークが貼付されていない自転車の存在は行政監査を実施する前から把握していたと報告があった。行政監査の際には、対象となる8件について一部のTSマークの存在をその写しにより確認したに過ぎなかったため、精査が必要であったと痛感している。

## 第6 監査の結果

### 1 主 文

岩倉市長に対し、平成30年4月30日までに、不当に支給した岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金269,500円のうち、関わった事業者が返還した70,000円を除く199,500円の返還を、当該事業者及び関係する職員に求めることを勧告する。

### 2 補足意見

市長は、行政監査の結果に対応し、補助金の一部の返還請求を当該事業者にした。監査結果を参考にして市が実施する措置については市の裁量により決定されるものであるが、その決定に至る根拠に対し市民に疑義があり、それを申し立てたものが本件監査請求であった。

当事業の行政監査以降、補助金の交付要件を確実に満たしているか確認するため、担当部局は補助対象となる自転車の納品及びBAAマーク、TSマークの貼付の確認を補助金対象者宅で実施している。また、補助金の交付についても、販売店による受領委任払いから購入者への償還払いに変更する制度改正も予定しているという。

補助金の交付は、地方自治法第232条の2に規定するように「公益上必要がある場合」に限り認められる行為である。その補助金の原資となるのは貴重な市民の税金等の財源である。今後も限られた財源を公正かつ効率的に活用するように制度の見直しや運用方法の改正などに努められることを要望する。

《参考》

岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼児(6歳未満の者をいう。以下同じ。)を有する子育て家庭が幼児2人同乗用自転車(以下「自転車」という。)を購入する場合に、その購入費の一部を補助することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減並びに子ども及び保護者の安全確保を図るため、幼児2人同乗用自転車購入費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、現に居住している者で、幼児を2人以上養育していること。
- (2) 自らが養育する幼児を同乗させるために自転車を使用する者であること。
- (3) 本人又は同一世帯に属する者がこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象となる自転車)

第3条 補助の対象となる自転車は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、中古品及び転売品を除く。

- (1) 一般社団法人自転車協会の制定する「幼児2人同乗用自転車安全基準」に適合し、「幼児2人同乗基準適合車・BAA マーク」が貼付されているもの
- (2) 運転者の座席とは別に、前後にそれぞれ専用の幼児用座席を装着済みのもの
- (3) 公益財団法人日本交通管理技術協会の発行する自転車安全点検整備済証(TSマーク)が添付されているもの
- (4) 市に販売店としての登録をした事業者(以下「指定店」という。)から購入したものであること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、購入費の2分の1に相当する額(100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)とし、25,000円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付申請書(様式第1)により市長に申請するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたと

きは、幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付決定通知書兼購入補助券((様式第2(その1))以下「補助券」という。)を申請者に交付するものとする。

2 補助券の交付を受けた申請者は、指定店に補助券を提出し、購入金額の一部に充てるものとする。

3 補助券は、他人に譲渡してはならない。

(補助金の請求等)

第7条 補助金の請求は、指定店が前条第2項の規定により提出された補助券を添えて幼児2人同乗用自転車購入費補助金請求書(様式第2(その2))を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を当該指定店に支払うものとする。

(補助の取消し等)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(指定店の登録)

第9条 指定店になることができる事業者は、市内に店舗を有し、かつ、公益財団法人日本交通管理技術協会に登録された自転車安全整備店とする。

2 指定店としての登録を受けようとする事業者は、幼児2人同乗用自転車販売店登録申請書(様式第3)により、あらかじめ市長に申請しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付要綱第3条の規定により補助対象とした自転車については、改正後の岩倉市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付要綱第3条の規定により補助対象とした自転車とみなす。